

朝日・温海地域 高等学校等生徒通学費支援制度のお知らせ

鶴岡市では、遠距離通学のため通学費の負担が大きい朝日・温海地域から通学する高等学校等生徒の保護者を対象とし、通学費の一部を支援する制度を実施しています。

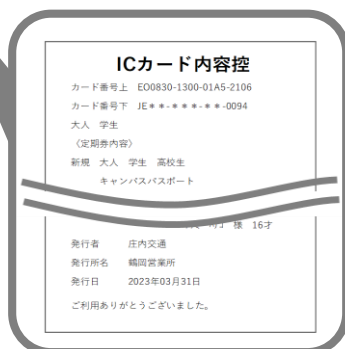
対象者	朝日・温海地域に住所を有し、自宅から高等学校等までJR又はバスの定期券を購入して通学している生徒等の保護者 *他の制度による補助金や助成を受けている場合は対象外となります。	
補助金額	月額5,000円を自己負担額上限として、それを超えた通学費を補助します。 なお、通学費の計算方法には基準があります。(※1)	
申請期間	定期券の有効期限が終了した日から、定期券の有効期限の属する年度末までとなります。	
申請に必要なもの	① 定期券の写し又は定期券を購入したことを証明する領収書等の写し 【バス定期券は、「ショウコウチェリカ：ICカード内容控」の写し】(※2) ② 学生証の写し又は生徒(学生)であることを証明する証書類 ③ 申請者名義の振込口座が確認できるもの LINE申請の場合：スマートフォン、マイナンバーカード(※3)が必要となります。	
申請方法	LINE申請 【24時間受付】	(1) 電子交付を受けるための事前登録(マイナポータル、e-私書箱) (2) 鶴岡市公式LINEより申請(所要事項入力、写真データアップロード) (3) 電子交付システムの利用者登録(e-私書箱へ連携) ※(1)と(3)については、初回のみの手続きとなります。
	窓口申請	(1) 受付窓口(温海庁舎総務企画課)にて、申請書類(補助金交付申請書と請求書)に所要事項を記入 ※申請書類は鶴岡市のHPよりダウンロード可能 (2) (1)に①定期券の写しと②学生証の写しを添付し、受付窓口へ提出 ※ 受付時間：平日8:30~17:15(祝日と12/29~1/3は除く)

◇ 詳細は、鶴岡市のホームページをご覧ください。【<https://www.city.tsuruoka.lg.jp>】 鶴岡市HPはこちらから↓

(※1)自宅から通学する高等学校等までの合理的な経路をもとに、1年間を通して通学するために最も経済的な定期券代(JRは6ヶ月通学定期券、バスは1年間のキャンパスバスポート)を年間補助対象事業費の基準とします。



(※2)チェリカカード本体には定期券の内容が印字されないため、定期券購入時に発行される「ICカード内容控」の写しが必要となります。



申請・問合せ先
温海庁舎総務企画課
TEL : 43-4611

高等学校等生徒通学支援制度 Q & A

Q 1.この事業で補助を受けるための条件は何ですか？

A 1.以下の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ①高等学校に通学する生徒等及び保護者等がともに朝日地域又は温海地域に住所を有すること。
- ②通学のために、J R又はバス(公共交通機関)の定期券を購入していること。
- ③通学に際し、他の制度による補助金や助成を受けていないこと。

Q 2.申請の時期と窓口をおしえてください。

A 2.申請期間は定期券の有効期限が終了した日から、定期券の有効期限が属する年度末までとなります。

(例：令和5年4月9日～令和5年10月8日の6ヶ月定期券の場合→**令和5年10月9日～令和6年3月31日**)

申請窓口は、温海地域にお住まいの方は温海庁舎総務企画課になります。

Q 3.補助金の計算方法について、詳しくおしえてください。

A 3.自宅から通学する高等学校等までの合理的な経路をもとに、1年間を通して通学するために最も経済的な定期券代を年間補助対象事業費の基準とします。

※ JRは【6ヶ月の定期券料金】、バスは【1年間のキャンパスパスポート料金】を基準とします。

計算例：鼠ヶ関から鶴岡中央高等学校に通学〔J R：3ヵ月定期券（24,570円）を購入〕

①算定基準額	46,560円※(1)×3ヵ月/6ヵ月 = 23,280円
②自己負担額	5,000円×3ヵ月 = 15,000円
① - ②	23,280円 - 15,000円 = 8,280円
補助交付額	8,280円

※(1) 46,560円：鼠ヶ関駅～鶴岡駅の6ヶ月定期券料金



Q 4. J Rやバスには乗らず、自家用車で高等学校まで送迎していますが、この事業の対象になりますか。

A 4.公共交通機関を利用しない場合は、この事業の対象にはなりません。

Q 5.自家用車送迎加算についておしえてください。

A 5.公共交通機関を利用し通学する場合で、J Rに接続するバスに往復乗車することが時刻表上できない場合など、最寄りの駅又はバス停まで、保護者等の自家用車送迎が不可欠な場合は、一定の計算式で算定した金額を補助対象経費とします。

ただし、部活動時間は考慮せず、片道2 km以上などの条件があります。詳細については、お問合せください。

◆ この制度の詳細につきましては、

温海庁舎総務企画課(☎43-4611) までお問合せください。◆